

山口県報

平成22年
2月12日
(金曜日)

目次

告示	一
平成二十年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
平成二十一年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課)	四
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課)	四
公告	五
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
換地処分の届出(農村整備課)	七
公安委公告	七
一般競争入札の実施	七

山口県告示第五十一号

平成二十年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十年山口県告示第二百四号)の



一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「赤崎四丁目」の下に「、新沖三丁目」を加える。

山口県告示第五十二号

平成二十一年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十一年山口県告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

二 調査地域中「赤崎二丁目」の下に「、新沖三丁目」を加える。

山口県告示第五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年二月十二日から同年三月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社

住 所 熊本市八幡一丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社山口工場

所在地 宇部市大字東万倉一九二番地の三

三 特定施設に関する事項

排水口	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
	最大	通常	最大	最大	最大	最大	最大	

種別	項目	汚水等		汚染状態		窒素の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
		通常	最大	最大	最大	通常	最大		
"	排水処理施設	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
		七	二・五	七	二・五	七	二・五	七	二・五
有機排水処理施設	"	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八
		一五	一〇六・九	一五	一〇六・九	一五	一〇六・九	一五	一〇六・九
"	"	二二	二三九	二二	二三九	二二	二三九	二二	二三九
		二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五
"	"	二五	三〇	二五	三〇	二五	三〇	二五	三〇
		二	七五・二	二	三〇	二	七五・二	二	三〇
"	"	三	二七八・九	五〇	二九〇・二	三	二七八・九	五〇	二九〇・二
		二	六四・二	二	九七・三	二	六四・二	二	九七・三
"	"	五	七三・二	五	一五四・五	五	七三・二	五	一五四・五
		六三三・八五	五七二・八五	一、六三六・一五	一、五四七・一五	六三三・八五	五七二・八五	一、六三六・一五	一、五四七・一五
"	"	七四四・八五	六七七・八五	一、七五五・一五	一、六四二・一五	七四四・八五	六七七・八五	一、七五五・一五	一、六四二・一五

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

"	排水処理施設	"	"
"	製鉄 鉄筋コンクリート	"	"
九五〇	一、八六〇	四	一四
"	中和還元・凝集 沈殿・長時間 ばつ気	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
(既設)			

No. 2	No. 1
排水口	排水口
"	七
"	八・五 六・八
二	一・二 三・三
五	一・二
三	一・〇
五	二・五
〇・五	検出せず
〇・三	二・五 二・二
〇・五	三・六 一・一
〇・〇・五	一・七 六・三
〇・一	五
五〇	三・三 二・〇
一〇〇	三・五 九・〇

山口県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
周南市鹿野土地改良区

認可年月日
平成二二、二、三

山口県告示第五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成二十二年において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、漁業調査船くろしおの定期検査業務とする。

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十一年山口県告示第二百八十二号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

山口県告示第五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成二十二年において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

物品等の買入	契約の種類	調達する物品等の種類
電気 ネットワークパソコン システム装置 ICカード化運転免許証用ICカード ガソリン 警察情報	電気 ネットワークパソコン 磁気共鳴画像診断装置 土木設計積算シ	調達する物品等の種類

れ及び借入れ 報ネットワーク端末装置 警察行政情報システム端末装置 警察情報通信 ネットワークシステム

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。



(三六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年三月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 萌

代表者の氏名 中島 恒夫

主たる事務所の所在地 美祢市大嶺町東分三〇五八番地の三

(三七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年二月十二日から同年六月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス防府桑山店

所在地 防府市桑山二丁目五一五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社コスモス薬品

住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一

宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年九月二十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一九八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三九台

(二) 駐輪場の収容台数

一九台

(三) 荷さばき施設の面積

三三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

来客が駐車場を利用することができる時間帯

開店時刻

午前一〇時

閉店時刻

午後一〇時

- (三) 午前九時三十分から午後十時三十分まで
駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
八 届出年月日
平成二十二年一月十九日

(三八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年二月十二日から同年六月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十二日
山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヤマダ電機テックランド柳井店
所在地 柳井市柳井一五九四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社ヤマダ電機 住 群馬県高崎市栄町一番一号 代表者の氏名 山田 昇
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 群馬県高崎市栄町一番一号 代表者の氏名 山田 昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年九月三十日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、五三三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数

- 一一〇台
- (二) 駐輪場の収容台数
八一台
- (三) 荷さばき施設の面積
二六八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
三八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社ヤマダ電機 午前一〇時 午後一〇時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数
四箇所
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後九時まで
八 届出年月日
平成二十二年一月二十九日

- (三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年二月十二日から同年六月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
- 平成二十二年二月十二日
山口県知事 二井 関成
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 二トリ下関長府店
所在地 下関市亀浜町一八一八の二四
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称)ニトリ下関長府店	ニトリ下関長府店

四 届出年月日

平成二十二年一月二十二日

五 変更年月日

平成二十一年十一月十三日

(四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年二月十二日から同年六月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニトリ下関長府店

所在地 下関市亀浜町一八一の二四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ニトリ 住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 代表者の氏名 似鳥 昭雄

三 変更に係る事項

廃棄物等の保管施設の位置

四 届出年月日

平成二十二年一月二十二日

五 変更年月日

平成二十二年一月二十二日

平成二十二年一月二十三日

(四一) 換地処分届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、美祢市祖母ヶ河内地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分をした年月日

平成二十二年二月二日

二 換地処分をした権利者数

十四人



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

ICカード化運転免許証用ICカード

(二) 物品等の予定数量

二十五万五千六百枚

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県総合交通センター及び山口県下関警察署

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十一年山口県告示第二百八十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十二年山口県告示第五十六号）に基づく資格審査において、警察用品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、九百枚当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部運転免許課

(三) 受領期限

平成二十二年三月二十四日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十二年三月二十五日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階会議室

(二) 日時

平成二十二年三月二十五日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要
- (四) 契約保証金 免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三一二九〇〇内線二三三）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: IC cards for IC drivers' licenses, 255,600 sheets
- (3) Delivery period: From April 1, 2010 to March 31, 2011

- (4) Delivery place : Yamaguchi Prefectural General Traffic Center and Yamaguchi Prefectural Shimonoseki Police Station
 - (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice : Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
 - (6) Time-limit for tender : 5 : 15 P.M., March 24, 2010 (In case of bringing a tender : 10 : 00 A.M., March 25, 2010)
-

平成二十二年二月十二日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山田 隆